

第26回 厚生科学審議会がん登録部会

資料3

令和6年3月15日

資料3 「全国がん登録 情報の提供マニュアル」の改訂について

第26回厚生科学審議会がん登録部会（令和6年3月15日）

厚生労働省 健康・生活衛生局

がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

「全国がん登録 情報の提供マニュアル」の改訂について

趣旨

- 「全国がん登録 情報の提供マニュアル」は、厚生労働大臣、国立研究開発法人国立がん研究センター及び都道府県知事が行う情報の提供に関する事務処理の明確化及び標準化を行い、「審議会等」が審議するに当たっての方向性等を示すことにより、これらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的として策定されている。
- 第25回厚生科学審議会がん登録部会において、全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会の廃止（令和6年3月31日付）が決定されたことに伴い、関連する記述の見直しが必要となる。
- あわせて、これまでの情報提供の事務処理や審議の状況を踏まえ、必要な見直しを行う。

主な改訂内容

- 1 全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会の廃止に伴う修正
- 2 公的機関（国の行政機関、都道府県、市区町村）が提供依頼申出者となる場合など、提供依頼申出者の情報に関する記載の整理
- 3 2 に伴う様式例の改訂
- 4 その他実態に即した内容への修正

具体的な修正箇所は次頁以降に記述（軽微な誤記訂正等については省略）。

全国がん登録 情報の提供マニュアルの主な変更点 1

改訂方針	ページ	旧	新
<p>1 全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会の廃止に伴う修正を行う。</p>	<p>全国がん登録情報の提供マニュアル 15</p>	<p>第9 審査 1. 審査担当部署 (略) 全国がん登録情報の提供に該当する申出の場合は、提供の決定について厚生科学審議会がん登録部会全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会の意見を聴くものとする。なお、本審査のための<u>委員会</u>は、定期的に開催されることが望ましい。</p>	<p>第9 審査 1. 審査担当部署 (略) 全国がん登録情報の提供に該当する申出の場合は、提供の決定について厚生科学審議会がん登録部会の意見を聴くものとする。なお、本審査のための<u>部会</u>は、定期的に開催されることが望ましい。</p>
<p>2 法人その他の団体又は個人が提供依頼申出者となる場合について、現行マニュアルでは法第21条第3項、第4項、第8項及び第9項に限定した箇所で説明されている。 本来は利用と提供の全体に係るものであるため、記載箇所を3.(3)に移動させる(次ページ)。</p>	<p>全国がん登録情報の提供マニュアル 8-9</p>	<p>第8 提供依頼申出者からの申出文書の受付 2. 提供依頼申出者の別と利用目的 (3) 申出時に必要な添付書類等の留意事項 ③提供の申出に係る調査研究の目的が、「がんに係る調査研究」に該当する場合、<u>以下について必要である。(法第21条第3項、第4項、第8項及び第9項)</u> ・法人その他の団体が提供依頼申出者である場合 <u>その代表者を提供依頼申出者とする。その際には、本人確認及び所在確認のため、当該法人その他の団体の名称及び住所も明らかにすること。</u> ・個人が提供依頼申出者である場合 <u>当該個人を提供依頼申出者とする。その際には、本人確認及び所在確認のため、当該個人の生年月日及び住所も明らかにすること。複数の個人による申出の場合には、その代表者を提供依頼申出者とする。</u> ・実績を示すことが必要である場合(法第21条第3項及び第8項) 提供依頼申出者が、がんに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するものの実績を2以上有することを証明する書類(例: 学術論文、報告書等)を添付すること。</p>	<p>第8 提供依頼申出者からの申出文書の受付 2. 提供依頼申出者の別と利用目的 (3) 申出時に必要な添付書類等の留意事項 ③提供の申出に係る調査研究の目的が、「がんに係る調査研究」に該当し、<u>実績を示すことが必要である場合(法第21条第3項及び第8項)</u>、提供依頼申出者が、がんに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するものの実績を2以上有することを証明する書類(例: 学術論文、報告書等)を添付すること。</p>

全国がん登録 情報の提供マニュアルの主な変更点 2

改訂方針	ページ	旧	新
<p>2 前述のとおり、法人その他の団体又は個人が提供依頼申出者となる場合について、利用と提供の全体に係る箇所に移動させる。</p> <p>公的機関が提供依頼申出者である場合を明記。</p> <p>※様式で記載を求めている箇所についても、整理・明記</p>	<p>全国がん登録情報の提供マニュアル</p> <p>12</p>	<p>第8 提供依頼申出者からの申出文書の受付</p> <p>3. 申出文書に記載を要する事項</p> <p>(3) <u>利用者の範囲</u></p> <p>(新規)</p>	<p>第8 提供依頼申出者からの申出文書の受付</p> <p>3. 申出文書に記載を要する事項</p> <p>(3) <u>提供依頼申出者及び利用者</u></p> <p>①提供依頼申出者の情報</p> <p><u>提供依頼申出者はその属性に応じ、以下のとおり記載する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>公的機関（国の行政機関、都道府県、市区町村）、法人その他の団体が提供依頼申出者である場合、その代表者を提供依頼申出者とする。その際には、代表者氏名、名称及び住所等を記載する。</u> ・ <u>個人が提供依頼申出者である場合、本人確認及び所在確認のため、当該個人の生年月日及び住所等を記載する。複数の個人による申出の場合には、その代表者を提供依頼申出者とする。</u> <p>②利用者の範囲</p> <p>(略)</p>
<p>3 提供マニュアル本体に公的機関が提供依頼申出者となる場合について明記したため、様式例においても同様に明記する。</p> <p>また、提供依頼申出者の属性に応じ、記載すべき事項を標準化・明確化する。</p>	<p>様式例第2-1号（情報の提供（病院等への提供を除く）依頼申出文書関係）</p> <p>9</p>	<p>3 <u>提供依頼申出者及び利用者について</u></p> <p>ア <u>提供依頼申出者の情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人その他の団体が提供依頼申出者の場合 代表者氏名 法人その他の団体の名称 法人その他の団体の住所 ・ 個人が提供依頼申出者である場合 氏名 生年月日 住所 	<p>3 提供依頼申出者及び利用者</p> <p>ア 提供依頼申出者の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>公的機関※³が提供依頼申出者の場合</u> 機関名称： 担当部局等所在地（郵便番号・住所）： 電話番号： メールアドレス： ・ <u>法人その他の団体が提供依頼申出者の場合</u> 法人・団体名称： 法人番号： 所在地（郵便番号・住所）： 代表者の職名： 代表者の氏名（ふりがな）： 電話番号： メールアドレス： ・ <u>個人が提供依頼申出者である場合</u> 氏名（ふりがな）： 生年月日： 郵便番号・住所： 所属機関名： 所属部署名： 職名： 電話番号： メールアドレス：

※3 国の行政機関、都道府県、市区町村
(略)

全国がん登録 情報の提供マニュアルの主な変更点 3

改訂方針	ページ	旧	新
<p>3 提供依頼申出者が公的機関、法人その他の団体である場合、誓約書の代表者又は管理者の署名については、他の公的DBの取扱いも踏まえ、記名押印でも構わないものとする。</p>	<p>様式例 第2-3 号誓約 (申出 文書に 添付す る利用 者に関 わる誓 約書関 係)</p>	<p>(新規)</p>	<p>※署名欄について、提供依頼申出者が公的機関、<u>法人その他の団体である場合は、その代表者又は管理者の記名押印でも構わない。</u></p>
<p>4 調査研究成果の公表前の確認について、公表前の窓口組織への報告は利用規約に基づくものであるため、適切な記載に修正を行う。</p>	<p>全国が ん登録 情報の 提供マ ニュアル 23</p>	<p>第12 調査研究成果の公表前の確認 厚生労働大臣、国立がん研究センター及び都道府県知事は、利用者に、公表予定の内容について公表前に窓口組織に報告させるものとする。<u>(法第36条)</u></p>	<p>第12 調査研究成果の公表前の確認 厚生労働大臣、国立がん研究センター及び都道府県知事は、利用者に、公表予定の内容について公表前に窓口組織に報告させるものとする。</p>

全国がん登録 情報の提供マニュアルの主な変更点 4

改訂方針	ページ	旧	新
<p>4 利用期間中の報告については、利用規約に基づくものも含まれることから、適切な記載に修正を行う。</p>	<p>全国がん登録情報の提供マニュアル 24</p>	<p>第13 利用期間中の対応及び終了後の処置の確認</p> <p>1. 利用期間中の対応（報告及び監査）</p> <p>厚生労働大臣、国立がん研究センター及び都道府県知事は、情報の秘密の保護の徹底を図る観点から利用状況について疑義が生じた場合は、利用者から情報の取扱いに関し報告させるものとする（法第36条）。</p> <p>また、報告において問題が解決しない場合には、<u>情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする（法第37条）</u>。なお、助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。</p> <p>2. 情報の利用期間終了後の処置（略）</p> <p>さらに、報告において問題が解決しない場合には、<u>情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする（法第37条）</u>。なお、助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査を行うなどするものとする。</p>	<p>第13 利用期間中の対応及び終了後の処置の確認</p> <p>1. 利用期間中の対応（報告及び監査）</p> <p>厚生労働大臣、国立がん研究センター及び都道府県知事は、情報の秘密の保護の徹底を図る観点から利用状況について疑義が生じた場合は、利用者から情報の取扱いに関し報告させるものとする。</p> <p>また、報告において問題が解決しない場合には、<u>法及び利用規約に基づき必要な対応を行うものとする（適切な監査手順に基づいた監査等を含む）</u>。</p> <p>2. 情報の利用期間終了後の処置（略）</p> <p>さらに、報告において問題が解決しない場合には、<u>法及び利用規約に基づき必要な対応を行うものとする（適切な監査手順に基づいた監査等を含む）</u>。</p>
<p>4 提供の決定は、《審議会等》の意見を聴いた上で《厚生労働大臣／国立がん研究センター／都道府県知事》が行うものであるため、適切な記載に修正する。</p> <p>また、情報の利用に当たり、第三者に識別されることを認めることは基本的に想定されていないため、第三者の記載を削除する。</p>	<p>全国がん登録情報の提供の利用規約 3</p>	<p>4. 利用の制限</p> <p>（1）個人の同意、病院等の個別の了承がある場合又は、《審議会等》が特に認める場合を除き、利用者は、以下の①～④に即し、提供された情報について、特定の個人又は病院等が<u>第三者に識別されないよう</u>に利用しなければならないものとする。</p> <p>① 他の個人情報と連結しないこと。 ② 個人・病院等を特定するために、調査研究成果を利用しないこと。 ③ 提供された情報について、偶然に特定の個人を識別しうる場合には、その知見を利用しないこと。また、速やかに窓口組織にその旨を報告すること。 ④ 提供依頼申出者及び利用者は、全国がん登録情報及び都道府県がん情報の匿名化された情報について、応諾された場合を除き、加工済みの情報を提供されることについて同意して利用すること。</p>	<p>4. 利用の制限</p> <p>（1）個人の同意、病院等の個別の了承がある場合又は、《審議会等》の意見を踏まえ、<u>《厚生労働大臣／国立がん研究センター／都道府県知事》が特に認める場合を除き</u>、利用者は、以下の①～④に即し、提供された情報について、特定の個人又は病院等が識別されないよう利用しなければならないものとする。</p> <p>① 他の個人情報と連結しないこと。 ② 個人・病院等を特定するために、調査研究成果を利用しないこと。 ③ 提供された情報について、偶然に特定の個人を識別しうる場合には、その知見を利用しないこと。また、速やかに窓口組織にその旨を報告すること。 ④ 提供依頼申出者及び利用者は、全国がん登録情報及び都道府県がん情報の匿名化された情報について、応諾された場合を除き、加工済みの情報を提供されることについて同意して利用すること。</p>